

# ミツヒロニュース



食欲の秋、味覚の秋です。日本の食文化は、恵まれた国々きれいな水、豊富な食材によってもたらされており、秋は旬を迎える食材が沢山あります。また、私達は自分の生命の糧として動物を食しますが、心ある動物を物扱いして、単なる食欲の対象としていないでしょうか？動物を食する際にも、その魂に敬意を払い感謝し、心を込めて頂きたいものです。

光彦 昌史

## 今月のトピックス

- ◇ 国外転出時課税制度  
～創設の概要～
- ◇ 通勤手当の  
非課税限度額引上げ！
- ◇ 年末調整の季節が来ます
- ◇ あとがき  
FXはじめました。



## 国外転出時課税制度 ～創設の概要～

### 制度の概要

平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます）をする一定の居住者（国外転出時課税対象者。）が、1 億円以上の有価証券等（以下、対象資産という）を所有している場合には、国外に転出する時において、①対象者が国外転出する場合、又は②対象資産が贈与や相続又は遺贈（以下「贈与等」といいます）により非居住者に移転する場合に応じ、それぞれの課税時期に応じて対象資産の譲渡等があったものとみなして、対象資産の未実現の含み益に対して所得税及び復興特別所得税が課税される制度です。一定の場合には、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置を受けることができます。

### 1) 国外転出時課税の対象者とは

国外転出時に次の2つの要件を満たす居住者です。

#### 【要件1】

対象資産	計算対象金額
有価証券（未上場株式も含む） 匿名組合契約の出資持分	時 価
未決済信用取引等	決算したものとみなして算出した利益の額又は損失の額
未決済 デリバティブ取引等	決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額

合計額  
1 億円以上保有

(所法 60 の 2①～③、60 の 2①～③)

いずれにも  
該当

#### 【要件2】

国外転出日前 10 年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が **5 年超**

(所法 60 の 2⑤、60 の 3⑤)

(次頁へ続く)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

## 《1億円の判定時期》

① 国外転出時課税	国外転出の後に確定申告書を提出する場合……国外転出時
	国外転出の前に確定申告書を提出する場合……国外転出の 予定日から起算して <b>3か月前</b> の日
② 国外転出（相続・贈与）時課税	贈与・相続・遺贈の時

## 2) 国外転出時課税の「国外転出」とは

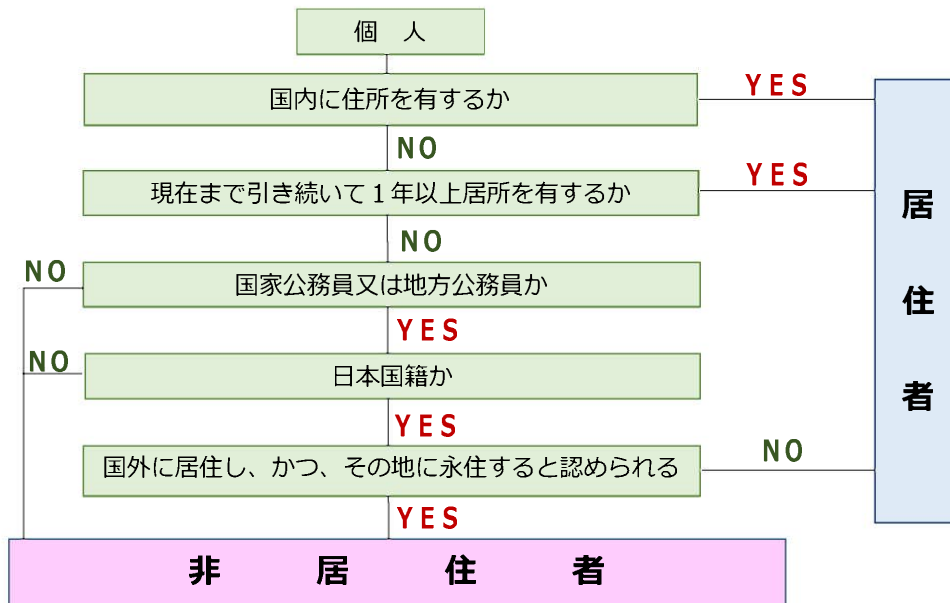
国外転出、贈与、相続・遺贈の3類型があります。

### 「国外転出」の3類型

- I. **国外転出** : 対象者が国内に住所及び居所を有しなくなること
- II. **贈与** : 対象者が対象資産を国外に居住する非居住者へ贈与すること
- III. **相続・遺贈** : 対象者の対象資産が国外に居住する相続人等に相続又は遺贈されること  
(対象者の判定は、相続開始時を基準に行います)

## 3) 居住者・非居住者の判定

居住者と非居住者の区分は、概略として下図のように判定します。



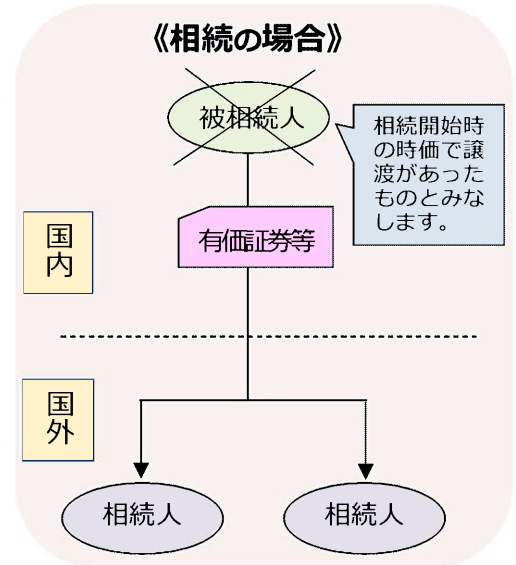
## 4) 相続・贈与の際にも対象に

国外転出（相続）時課税は、相続開始の時点で1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者（対象者）が亡くなり、非居住者である相続人等がその相続又は遺贈により対象資産の全部又は一部を取得した場合に、その相続開始の時に、相続対象資産の譲渡等があったものとみなして、その相続対象資産の含み益に対して適用被相続人等に所得税が課税される制度です。また、国外転出（相続）時課税においては、納税猶予制度や各種減額措置等を受けることができます。

- ◎ **非居住者である相続人等とは**
- 国外に、子どもが結婚して住んでいる
  - 国外に、子どもが留学している
  - 国外に、子会社の役員として出向している 等

相続予定者が海外にいる場合で、その両親が国内において有価証券等（非上場株式等を含む）を時価1億円以上、所有していた場合、**海外に住む相続人**に有価証券等を相続させる場合には、注意が必要です。

(次頁へ続く)



## 5) 国外転出時課税制度の課税所得金額の計算

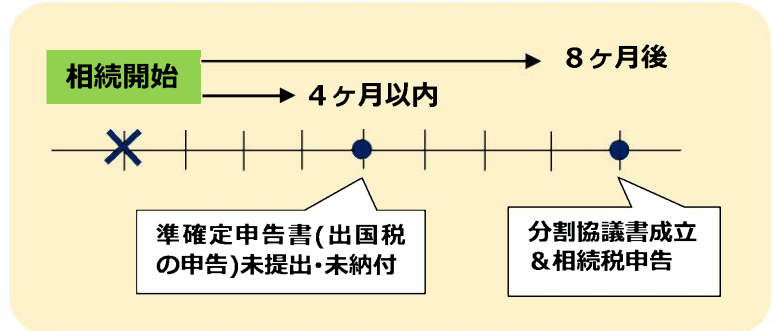
相続人は、相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、相続開始の時の価額で相続対象資産の譲渡等があったものとみなして、その年の各種所得に国外転出（相続）時課税の適用による所得を含めて、適用被相続人等に係る所得税の準確定申告書の提出及び納税をする必要があります。

国外転出時に所有している上場株式等について、譲渡損失が生じることとなる場合、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けることができます。

## 6) 相続後4ヶ月以内の申告と納税が必要

①次のようなケースを考えてみましょう。

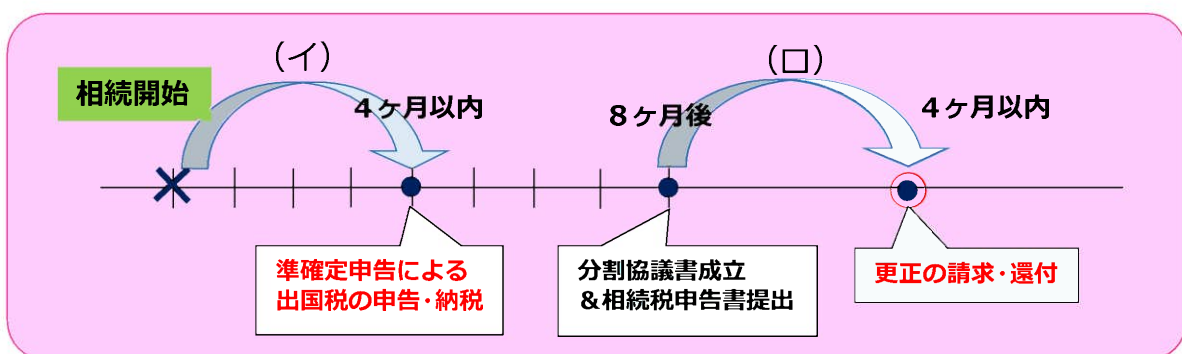
- 父親に相続開始
- 相続人は長男（日本居住者）と次男（米国勤務）の二人
- 相続財産は自社株1億円、預金1億円
- 相続人間で遺産分割がまとまらない
- 相続人は、相続開始から4ヶ月以内に準確定申告書(出国税の申告)を提出していない
- 相続開始から8ヶ月後に遺産分割が決まり、長男は自社株1億円、次男は預金1億円を相続することで、遺産分割協議が終了
- そのまま相続税の申告を行う



被相続人等の相続人は、相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、その年の各種所得に国外転出（相続）時課税の適用による所得を含めて適用被相続人等の準確定申告及び納税をする必要があります。

国外転出（相続）時課税は、適用被相続人等が亡くなった場合に、適用被相続人等が相続対象資産を譲渡等したものとみなしますので、適用被相続人等の準確定申告は、その相続人がすることとなります。

したがって、相続対象資産を取得したか、また居住者又は非居住者であるかを問わず、適用被相続人等の相続人が各種所得に国外転出（相続）時課税の適用による所得を含めて適用被相続人等の準確定申告及び納税をする必要があります。



- (イ) 相続後4ヶ月以内に、準確定申告による**出国税の申告と納税**を行うことが、**絶対条件**です。
- (ロ) 有価証券を相続しない場合は、遺産分割協議終了後4ヶ月以内に、必ず**更正の請求**を行い**還付**を受けます。この手続きをしなければ、**還付はされません！**

## 7) 解決方法

遺言書を作成し、有価証券については、長男（日本居住者）が取得する旨を記載することが必要となります。子どもが海外にいる場合は、気をつけてください。

# 通勤手当の非課税限度額引上げ！

2016年度税制改正において、通勤手当の非課税限度額が月額15万円(改正前10万円)に引き上げられ、2016年1月1日以後に支払われるべき通勤手当から適用されています。

このうち、政令施行前の1月1日から3月31日までに支払われるべき通勤手当で、改正後の新規定を適用した場合に過納となる税額については、今年の年末調整の際に精算を行います。

## ▼具体的な手続き、手順

- ①既に改正前の非課税規定を適用したところで所得税等の源泉徴収をした(課税された)通勤手当のうち、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算
- ②「2016年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、①の計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入
- ③源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等」欄に、給料・手当等の総支給金額の合計額から②の新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入
- ④改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額を基に年末調整を行う

一方で、経理システムが間に合わないなどの理由で改正への対応ができず、政令施行日である4月1日以後に支払われる通勤手当についても、改正前の非課税規定で支払ってしまう場合もあります。

この場合には、年末調整による精算で処理するのではなく、旧規定による源泉徴収を行った後速やかに誤納還付請求を行うことで、新規定を適用した場合の差額の還付を受けることができる模様です(詳しくは、所轄税務署にお問い合わせください)。

例えば、2015年12月31日までに支払われるべき通勤手当で、2016年1月1日以後に支払われるものは、旧規定の適用となります。

また、2016年1月1日から3月31日までに支払われるべき通勤手当で、3月31日までに支払われるものは新規定となりますが、旧規定適用の場合は年末調整での処理となります。

そして、2016年4月1日以後に支払われるものは新規定が適用されますが、旧規定適用の場合は、還付請求を行うことで処理することになります。

参考文献： ■税理士のために国外輸出課税と国際相続について考えてみました ■Q&A 海外資産税 国外転出者・国外居住者の譲渡・相続・贈与と税務ポイント  
■平成28年版図解 譲渡所得 ■ゆりかご倶楽部

## 年末調整の季節が来ます

今年の年末調整から、マイナンバーの本格的な利用が始まります。そのための準備は万全でしょうか。今月には税務署から手続書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってもらい、年末に慌てることの無いよう早めに準備に取りかかりましょう。



## あとがき

和田です。少し前からFX取引をしています。銀行にお金を寝かせておくよりも、少しでも増やせたらと思って始めたので、そこまで真剣にやっているわけではないのですが、上がったたり下がったりした理由を調べてみると、世界情勢、経済指標、要人発言など、様々な理由で変動していることが分かりとても興味深かったです。普段何気なく見ていたニュースも、以前より興味をもって見るできるようになりました。価格の変動を分析すると予測の精度もあがるみたいですので、そういったことも学びつつ預金利息以上には利益を出したいと思っています。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営設計  
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中!

